

森林・山村多面的機能発揮 対策交付金の手続について

	ページ
ステップ1	(2)
活動組織の設立(準備)	(2)
活動組織の設立(行動)	(14)
ステップ2	(15)
採択申請書提出	(15)
チェックリスト	(16)

ステップ1

活動組織の設立(準備)

★まず考えることは？

- 何を行うか
 - 対象となる活動
(3ページ)

- 誰と行うか
 - 対象となる組織
(9ページ)

- どこで行うか
 - 対象となる場所
(11ページ)

対象となる活動

～活動組織の設立(準備)～

自分がやりたい活動が交付金の対象となるか次ページ以降を見て、確認してください。

この中に載っていない活動でも、森林内の活動であれば、もしかしたらできるかもしれません。

まずは各都道府県の地域協議会にご相談ください。窓口はこのパンフレットの最後のページに掲載しています。

対象となる活動 (タイプの紹介)

活動は大きく分けて以下の3タイプ

これらの活動タイプのうち、1つでも当てはまるものがあれば、交付金を受けて取組ができるかも？次のページで具体例をご紹介します。

現場のニーズ

荒れている里山林や竹林の手入れをしたい



薪など地域の資源を活用して、山村を活性化したい



子供達に、森林の中で自然体験させたい



活動メニュー

【地域環境保全タイプ】

- ・里山林景観を維持するための活動
- ・侵入竹の伐採・除去活動

【森林資源利用タイプ】

- ・集落周辺の広葉樹等の搬出活動
- ・特用林産物の栽培活動

【森林空間利用タイプ】

- ・森林環境教育、森林レクリエーションの実践

地域環境保全タイプ (助成単価:16万円/ha)

- ・ **地域環境保全タイプ**のうち
「里山林保全活動」
(助成単価:16万円/ha)

雑草木の刈払い・集積・処理、
落ち葉掻き、歩道・作業道の作
設・改修、地拵え、植栽、播種、
施肥、不要萌芽の除去、緩衝帯・
防火帯作設のための樹木の伐採・
搬出、風倒木・枯損木の除去・集
積・処理、土留め・鳥獣害防止柵
等の設置、機械の取扱講習、傷害
保険等



- ・ **地域環境保全タイプ**のうち
「侵入竹除去、竹林整備活動」
(助成単価:38万円/ha)

竹・雑草木の伐採・搬出・処理、
傷害保険等



森林資源利用タイプ (助成単価:16万円/ha)

・ 森林資源利用タイプ (助成単価:16万円/ha)

雑草木の刈払い・集積・処理、
落ち葉掻き、歩道・作業道の作
設・改修、木質バイオマス・炭焼
き・しいたけ原木・伝統工芸品原
料のための未利用資源の伐採・搬
出・加工（薪割り等が対象。炭の
生産、木工等は対象外。）、特用
林産物の植付・播種・施肥・採集、
傷害保険等



森林空間利用タイプ

- ・ **森林空間利用タイプ**
(助成単価：5万円／回
※1年度当たり上限12回)

森林環境教育、森林レクリエーション、生物多様性保全の調査、体験林業の際の安全講習、移動のためのバス借上、傷害保険等



タイプ毎の取組に対するプラスアルファの支援

・活動計画作成費

(助成単価：初年度のみ。15万円)

現地の林況調査、活動計画策定のための話し合い、計画の策定、研修等

・資機材への支援

地域環境保全タイプ及び森林資源利用タイプのみ、活動を実施するために必要な機材及び資材の購入・設置に対して、購入額の2分の1を助成します。

(想定している資機材)

刈払機、チェーンソー、丸鋸、ウィンチ、軽架線、チップパー、わな、苗木、電気柵、土留め柵等資材、薪割機、薪ストーブ、炭焼き小屋、あずまや、設置費等

※汎用性の高い機材は対象外です。また、リースと比較して購入することが妥当である場合に限り、必要なものを必要最低限の範囲で購入ができます。

上記の想定している資機材に示されていない資機材は地域協議会にご相談ください。

対象となる組織

～活動組織の設立(準備)～

次に活動を誰と行うか、考えましょう。

一人では本交付金の支援は受けられません。

次ページで交付金の対象となる組織(活動組織)になるための決まりを説明します。

対象となる組織 (既存団体でも可)

□ 構成員が3人以上いる

構成員の例

森林所有者、地域住民、自治会、NPO法人、森林組合、生産森林組合、林業者、企業等(構成員や従業員が3人以上いれば団体や企業単独でも可)

□ 代表者が決まっている

□ 事務所の所在地が決まっている

事務所とは……団体や企業の場合はその本部・支部等の事務所や営業所、個人が集まって組織する場合は代表者の居住地など、地域協議会からの連絡がつく場所としてください。

□ 規約等を定めている(要領P57参照)

対象となる場所

～活動組織の設立(準備)～

何をやるか、誰とやるかが決まったら、どこでやるかを決めましょう。活動をするには森林所有者の方との合意が必要です。

また、「どこで行えるか」についてはタイプ毎に決まりがあります。決まりについては後でご紹介します。

対象となる場所

- 森林経営計画(森林施業計画)を策定していない森林(森林空間利用タイプを除く)

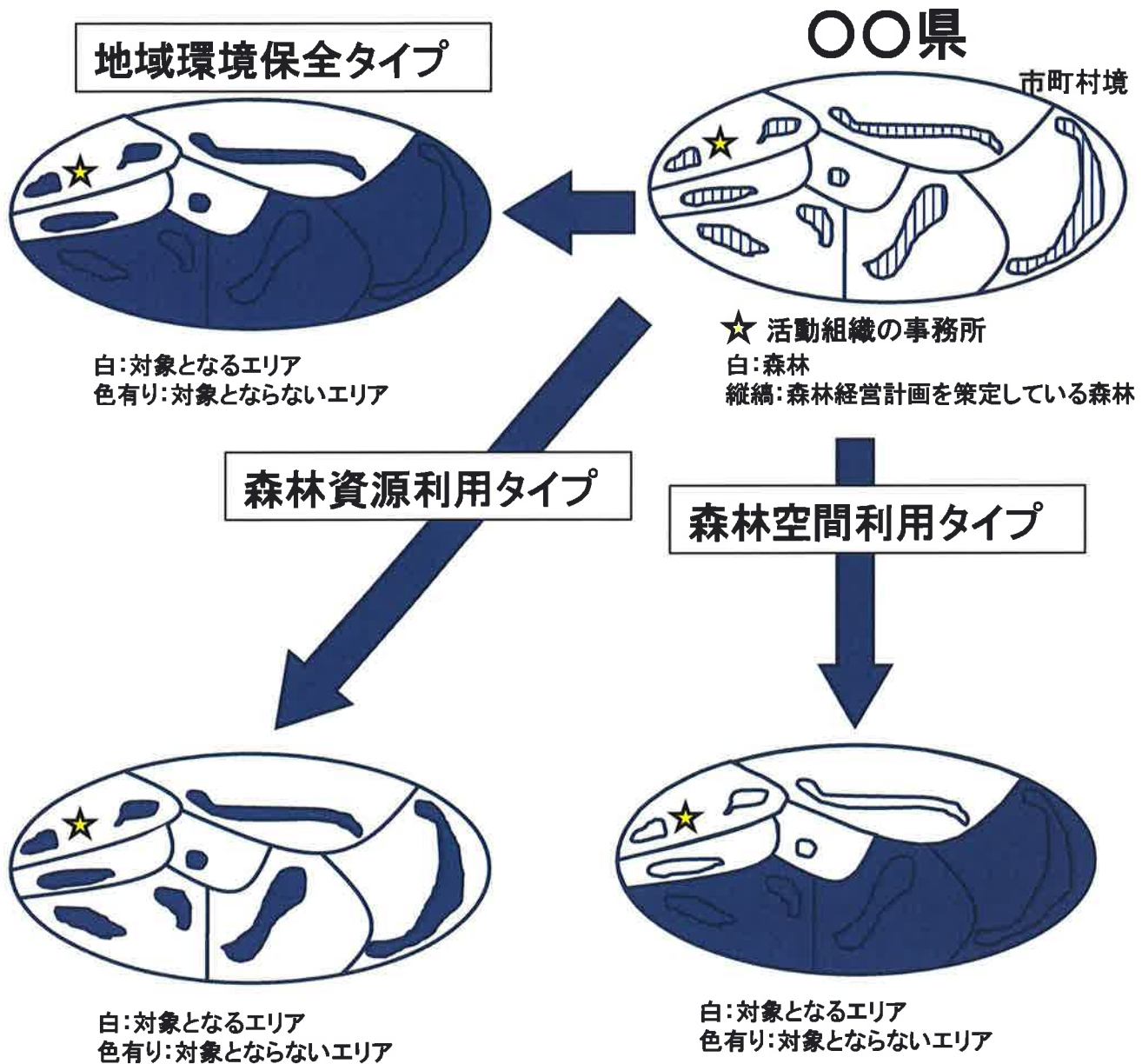
&

- 以下の条件を満たす場所
 - ・地域環境保全タイプ、森林空間利用タイプの場合：
事務所の所在地である市町村または隣接する市町村内の森林
 - ・森林資源利用タイプの場合：
地域協議会の管轄する区域内の森林(森林資源利用タイプ)

&

- 森林所有者と協定を結んだ場所

対象となる場所のイメージ



色の無い、対象となるエリア内にある森林で、森林所有者と協定を結びましょう。

ステップ1

活動組織の設立(行動)

★やってみよう! となったら。

□ 活動組織の規約の作成

(要領P57~62参照)

※既存団体は地域協議会と相談してください。

□ 活動計画の作成

(要領P65~67及び記載事例参照)

□ 協定書の締結

(要領P63~64参照)

(活動する森林の森林所有者の方と3年以上、実施したい活動についての協定を結んでください。)

□ 採択申請書の作成

(要領P68~69参照)

ステップ2

採択申請書提出

★準備が整ったら…

□ 提出書類のチェック

(次のページのチェックリストによりチェックし、必要に応じて修正してください。)

□ 採択申請書の提出

(ステップ1で作成した書類をまとめて各地域協議会(林野庁ホームページ参照)に提出してください。このとき、地域協議会から書類等に関して指導を受けた場合、それに従ってください。)

森林・山村多面的機能発揮対策交付金 (チェックリスト2-1)

注:【 】内は、Q&A集の関連項目・留意点

提出書類の有無

- 活動組織規約(様式第9号)
- 森林・山村多面的機能発揮対策交付金の実施に関する協定書(様式第10号)
- 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る活動計画書(様式第11号)
- 平成○年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る採択申請書(様式第12号)

書類内容のチェック(規約:様式第9号)

- 規約の各条項が例のとおり記載されているか又は規約例に入っている内容が盛り込まれているか
- 『第2条関係』事務所の所在地が各取組タイプ(地域環境保全タイプ、森林資源利用タイプ、森林空間利用タイプ)で定めている市町村になっているか
- 『(別紙)活動組織参加同意書関係』活動組織参加同意書に3名以上の者が記載されているか。また、組織の代表者の記載があるか

書類内容のチェック(協定書:様式第10号)

- 協定書の各条項が例のとおり記載されているか又は協定書例に入っている内容が盛り込まれているか
- 『第2条関係』活動計画書に記載されている取組の内容、期間(3年以上)が担保されているか
- 『第3条関係』活動計画書の計画図の区域が協定書の区域と同一か

森林・山村多面的機能発揮対策交付金(チェックリスト2-2)

注:【 】内は、Q&A集の関連項目・留意点

書類内容のチェック(活動計画書:様式第11号)

- 活動計画書の各項目について記載等されているか
- 活動内容は交付対象として妥当なものか
- 『5関係』3年間の取組が記載されているか
- 『5関係』各タイプの取組面積が最小単位(0.1ha又は1回)以上になっているか
- 『5関係』資機材・施設の整備がある場合、3年間の事業実施期間でリースと比較して購入が妥当であるか。また、取組の内容・規模と照らし合わせて妥当か
- 『8関係』森林簿、森林計画図等の図面(実測の場合実測に関する資料)が添付されているか
- 『9関係』の森林経営計画(森林施業計画)策定が「無」になっているか(森林空間利用タイプを除く)
- 『10関係』取組について委託がある場合、活動組織の取組と委託内容に妥当性があるか(活動組織自らの取組が一切ない場合の全面委託は不可)

書類内容のチェック(採択申請書:様式第12号)

- 採択申請書の各項目について記載されているか
- 『3関係』 $\text{交付単価} \times \text{係数(ha、回)} = \text{交付金総額}$ が正しいか
- 『3, 4関係』活動計画書(様式第11号)の5の年度別スケジュールと採択申請書の3及び4の内容について整合性があるか。また、活動開始時期は適切か
- 『4関係』無理のないスケジュールか(積雪の多い地方での積雪時期の活動はないか等)